

規制の事前評価書

法令案の名称：個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案

規制の名称：子供の個人情報等の取扱いに係る規律の導入

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：個人情報保護委員会事務局

評価実施時期：令和8年4月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 本人が16歳未満の者である場合には、一定の場合を除き保有個人データの利用停止等を請求することができることとするとともに、個人情報取扱事業者等が行う同意の取得や本人への通知等の対象がその法定代理人であることを明確化する。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 子供は、心身が発達過程にあるため、その判断能力が不十分であり、また、個人情報の不適切な取扱いに伴う悪影響を受けやすい。例えば、昨今の情報通信技術の進展に伴い、インターネットやスマートフォンのアプリ等を通じて、大量かつ多様な子供の個人情報が収集、利用されているが、当該収集された子供の個人情報を基に趣味嗜好を分析、推測し、その結果に基づいて飲酒や喫煙のターゲティング広告が繰り返し行われた場合、当該子供が飲酒や喫煙に過度な興味を持つ等の影響が考えられる。また、子供は、その未成熟性ゆえに、大人に比して長く将来にわたってこのような影響を受ける危険性もある。国際的にも、子供の個人情報の保護に向けた動きが活発化しており、欧州、米国を含む多くの国又は地域において、子供の個人情報に関する特別な規律が定められている。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 上記のような子供の要保護性等に加えて、現に、子供の個人情報が親の知らないところで転々流通している旨の相談事例が委員会に多く寄せられていることや、子供の個人情報を利用したターゲティング広告が問題となった事例が存在すること等を踏まえ、子供が本人である保有個人データについては、利用停止等の請求の要件を緩和するとともに、権利利益を害することがないように必要な措置を講ずるよう努める旨の個人情報取扱事業者等や行政機関の長等の責務規定を整備する必要がある。
- また、上記のとおり、子供の判断能力が不十分であることを踏まえ、子供が本人である場合には、子供を監護する立場にある法定代理人を通じてその権利利益を保護する必要があるところ、本人からの同意取得や本人への通知等を求める現行の規律について、子供が本人である場合における法定代理人の関与の要否等は法文上必ずしも明らかではないため、現行の解釈を踏まえた明文規定を設けることで、規律を明確化する必要がある。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- 子供が本人である場合における本人の同意に係る規律の適用関係の明確化や、子供が本人である場合における本人への通知等に係る規律の適用関係の明確化の各改正については、ガイドライン等による解釈の明確化を図ることで対応することも考えられる。しかしながら、事業者が個人情報を取得するに際しては、常に生年月日や年齢に係る情報を取得するわけではないこと等を踏まえると、子供が本人である場合における改正後の規定の適用対象となる事業者の範囲を法律上一定の範囲に明確に限定する必要があり、ガイドライン等による対応には限界がある。したがって、ガイドライン等による明確化ではなく、法律上明確化を図ることが適当である。

＜その他非規制手段の検討状況＞

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・ 個人情報保護委員会として、「こどもの個人情報については、こどもの「安全」を守る等の観点から、特に取扱いに注意が必要である」旨を公表文書上で明記するなど（令和6年2月29日付け「株式会社四谷大塚に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」）の非規制手段も一定程度採っていたところであるが、上記のような子供の要保護性等を踏まえて、子供の保有個人情報の利用停止等請求権の要件の緩和等により規制手段を導入する必要がある。また、上記のとおり、本改正によって責務規定を導入することを検討しており、当該規定が導入された場合には、当該規定に基づく要請という非規制手段を通じて子供の権利利益の保護も図ることも可能となるが、上記のような子供の要保護性等を踏まえると、併せて規制手段の導入を検討する必要がある。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 上記1記載の規制により、子供が本人である保有個人情報については、利用停止等の請求の要件が緩和され、また、子供が本人である場合における同意の取得や通知等には、子供を監護する立場にある法定代理人が関与させるべき旨が明確化される。これらを通じて、子供の要保護性等を踏まえた子供の個人情報の適正な取扱いが確保され、子供の権利利益が適切に保護されることとなる。なお、実際の効果については施行後、子供が本人である保有個人情報等の取扱いに係る利用停止等請求の状況や個人情報保護委員会への関連する相談・苦情等の状況を踏まえ把握する。

4 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

- ・ 子供が本人である保有個人情報について、事業者に対して利用停止等請求がなされれば、そのための対応に伴う費用が生じるものと見込まれるが、その多寡については請求の内容やその数次第であることから、一概に示すことは困難。
- ・ 個人情報取扱事業者等が行う同意の取得の対象がその法定代理人であることの明確化については、これまでもガイドライン等における解釈を通じた運用を行っていることから、個人情報取扱事業者における遵守のための費用が発生したとしても限定的なものを見込まれる。

＜行政費用＞

- ・ 本改正内容の周知・広報に要する行政費用が発生することが想定されるが、従来から行っている説明会や広報活動の一環で行うため、新たな行政費用の発生は限定的であると見込まれる。

＜その他の負担＞

- ・ 特段想定されない。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ こどもの個人情報をより慎重に扱うように求める方向性に同意。法定代理人の同意を取得すべきことを法律の規定上明確化すること。
- ・ 保護の在り方については、こどもに関するデータの活用による有用性・公益性等に鑑み、こどもに関するデータを取り扱う事業者に過度な負担を強いる規制・データの利活用を阻害する規制とならないよう、保護と利用のバランスに十分配慮した形での今後の詳細な制度設計を期待。 等

＜関連する会合の名称、開催日＞

個人情報保護委員会での関連する会合は以下のとおり。

- 以下の各会において法改正に向けた関係者ヒアリングを実施した。

第262回（令和5年11月29日）、第263回（令和5年12月6日）、第264回（令和5年12月15日）、第265回（令和5年12月20日）、第266回（令和5年12月21日）、第268回（令和6年1月23日）、第270回（令和6年1月31日）、第271回（令和6年2月7日）、第272回（令和6年2月14日）、第281回（令和6年4月24日）

- 第292回（令和6年6月26日）にて「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」を示した。

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240626_shiryoku-lsyuuseigo.pdf

- 第299回（令和6年9月4日）にて「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集の結果を示した。

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240904_shiryoku-1-1.pdf

- 第310回（令和6年12月17日）にて「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」に関するヒアリングの概要等を示した。

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/241217_shiryoku-1-1.pdf

- 第312回（令和7年1月22日）にて「「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の進め方について（案）」を示した。

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250122_shiryoku-1-1.pdf

- 第316回（令和7年3月5日）にて「「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について」」を示した。

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250305_shiryoku-1-1.pdf

- 第320回（令和7年4月16日）にて「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要を示した。※令和8年1月まで随時更新

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-3_ikennogaiyou.pdf

- 第347回（令和8年1月9日）にて「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針（案）」を示した。

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260109_shiryoku-1-1.pdf

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 公表済（以下リンク参照）

リンク：[個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しについて | 個人情報保護委員会](#)

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 法律の附則において、法律の施行後3年ごとの見直し規定が置かれる予定であり、当該時期に事後評価を実施する。

<上記以外の法令案>

- ・